

# 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

平成 27 年 5 月 22 日

（名 称）小千谷市地域公共交通協議会

（代表者）会長 小千谷市副市長 山崎 淳

## 1. 生活交通改善事業計画の名称

小千谷市生活交通改善事業計画

## 2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

小千谷市の人口は 37,471 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）であり、平成 24 年に比べ約 1,100 人減少している一方、高齢者人口は 11,580 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）と年々増加しており、高齢化率は 30.9%（平成 27 年 3 月 31 日現在）となっている。

今後、少子高齢化のさらなる進展に伴い、公共交通機関を利用することが困難な高齢者などに対応するため、タクシーのドア・ツー・ドアによる移動手段の確保が課題となっている。

また、本市は、総合計画後期基本計画において、「健康で安心して暮らせるまち」を基本方針の一つに掲げ、高齢者や障がい者の外出支援サービス（福祉タクシー利用補助）事業に取り組んでおり、福祉タクシーの利用者は増加している。

そのため、地域内に福祉タクシー車両を導入し、上記課題及び需要に積極的に対応していくことが重要である。

### ◇福祉タクシー利用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増減率（%） （H26/24）
利用回数	2,874	3,160	3,446	19.9%
うち 小千谷タクシー(株)	2,401	2,848	3,091	28.7%

## 3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

### （1）事業の目標

小千谷市内には、平成 27 年 5 月現在 6 台の福祉タクシーが導入されている。  
そのうち、小千谷タクシー(株)はリフト付 1 台、スロープ付 4 台の計 5 台を所有し、運行している。

そのため、利用状況や今後の需要を勘案し、福祉タクシー車両の増加を図る。

### （2）事業の効果


福祉タクシー車両を導入することにより、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動手段を確保することができ、移動の円滑化が図られる。

<b>4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者</b>
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
(内容) ※具体的に記載すること。  ・スロープ付福祉タクシー車両の導入（1台）：小千谷タクシー(株)
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)
・小千谷タクシー(株)：身体・知的・精神 各1割引
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉  ・特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第11条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。 ※特定地域外

<b>5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>					
27年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー の導入	1,626千円	542千円	千円	千円	1,085千円
	100%	33.3%	%	%	66.7%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	1,626千円	542千円	千円	千円	1,085千円
	100%	33.3%	%	%	66.7%
<p>※総事業費については見込み額を記載。  ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。</p>					

28年度（翌年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

※総事業費については見込み額を記載  
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
福祉タクシーの導入												
	1台 交付決定日以降着手  2月28日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年5月20日～5月22日 書面協議にて、全ての構成員から合意を得られた。（協議が整った日：平成27年5月22日）</li> </ul>

8. 利用者等の意見の反映
<ul style="list-style-type: none"> <li>本協議会には、各種団体等から利用者及び市民の代表が参加しており、メンバーの意見を反映させた。</li> </ul>

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	・新潟県長岡地域振興局企画振興部地域振興・災害復興支援課長
関係市区町村	・小千谷市副市長
交通事業者・交通施設管理者等	・越後交通株式会社小千谷営業所長 ・北越後観光バス株式会社小千谷営業所長 ・小千谷ハイヤー協会会長
地方運輸局	・北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	・西小千谷地区町内会長協議会会長 ・連合新潟中越地域協議会小千谷支部事務局長

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当・連絡先】

(住 所) 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

(所 属) 小千谷市地域振興課地域振興係

(電 話) 0258-83-3556

(e-mail) [chiiki@city.ojiya.niigata.jp](mailto:chiiki@city.ojiya.niigata.jp)